

徳島県告示第七百七号

平成三十年十二月二十日に発生した次の加入区の付保義務は、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により令和四年十二月十九日限り消滅したので、同条第二項の規定により公示する。

令和四年十二月二十日

徳島県知事      飯      泉      嘉      門

加入区名

大浦加入区